

デイサービスセンター いいらいふ

指定通所介護及び指定介護予防通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 e・ライフサポート株式会社が開設するデイサービスセンター いいらいふ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の通所介護従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター いいらいふ
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市北区吉野町 2-281-5AYA ビル2F

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の通所介護従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 通所介護従業者

生活相談員 1名以上

看護職員 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

介護職員 4名以上（常勤換算方式）

通所介護従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで、祝祭日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 40名(通常規模)

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(一般浴)
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 個別機能訓練
- (7) 運動機能向上(介護予防)

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ未満の場合は100円/Km、10キロ以上の場合は150円/Kmを徴収する。

3 食費は、1食当たり590円を徴収する。

4 おむつ代は、1枚当たり100円、パット代30円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市、上尾市、の区域とする。

(サービス提供の留意事項)

第9条 指定通所介護及び介護予防通所介護の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護及び介護予防通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (2) 指定通所介護及び介護予防通所介護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解し易いように説明を行う。
- (3) 指定通所介護及び介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行う。
- (4) 指定通所介護及び介護予防通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の症状にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 通所介護従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 通所介護従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 通所介護従業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所介護従業者は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(業務継続計画(BCP)の策定に関する事項)

第13条 通所介護従業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策について)

第14条 通所介護従業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第15条 通所介護従業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（従業者の就業環境の確保について（パワハラ・セクハラの防止））

第 16 条 通所介護従業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 17 条 通所介護従業者は、通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヶ月以内

（2）継続研修 年1回

2 通所介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、e・ライフサポート株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

追 記

令和元年 11 月 1 日

第6条（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員）40名に変更

令和3年 4月 1日

第 11 条（虐待の防止のための措置に関する事項）追記

第 13 条（感染症対策について）追記

第 15 条（従業者の就業環境の確保について（パワハラ・セクハラの防止））追記

第 11 条の追加により以下条項繰り下げ

令和6年 3月 31日

第 13 条（業務継続計画（BCP）の策定に関する事項）追記

第 13 条の追加により以下条項繰り下げ